

後期基本計画 令和 2年度 基本施策方針書

政 策 : 02 健やかで笑顔にあふれるまち
 基本施策 : 02 安心と希望のある生活への支援

主管課長職・氏名	生活福祉課長 菅原 栄一
関係課長職・氏名	

1. 基本施策の実現状況を明らかにする

(1) 基本施策が4年間でめざす姿

要保護者等または経済的に困窮するなど様々な生活上の困難を抱えている方が、行政や関係機関の相談支援を受けながら、それぞれの課題を解決でき、また、地域であたたかい支援を受ける中で、社会とのつながりや周囲から支えられていることを実感し、それぞれの希望に向かって前向きに踏み出すことができるような状態を目指します。

(2) 基本施策目標値の達成状況

No	この基本施策に関わる基本施策目標指標	基準値	上：戦略目標見込値／下：達成値				目標値	進捗状況
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	進捗率(%)
1	暮らし 単 位 % 滝沢市はみんなが支えあうことで地域の課題を解決できる市だと思っている人の割合	44.7	47.3	49.9	52.5	55	55	-
			0	-	-	-	-	0.0
2	幸福 単 位 % 滝沢市で幸せに暮らしている人の割合	60.1	63.8	67.5	71.2	75	75	-
			0	-	-	-	-	0.0
	単 位							

(3) 基本施策を構成する施策及び目標値の達成状況

No	施 策 名 施 策 目 標 指 標	基準値	上：戦略目標見込値／下：達成値				目標値	進捗状況
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度	進捗率(%)
1	暮らし 単 位 % 02020100 要保護者等への各種支援 滝沢市はみんなが支えあうことで地域の課題を解決できる市だと思っている人の割合	44.7	47.3	49.9	52.5	55	55	-
			0	-	-	-	-	0.0
2	暮らし 単 位 % 02020200 生活に困窮している方への各種支援 滝沢市はみんなが支えあうことで地域の課題を解決できる市だと思っている人の割合	44.7	47.3	49.9	52.5	55	55	-
			0	-	-	-	-	0.0
	単 位							
	単 位							
	単 位							

後期基本計画 令和 2年度 基本施策方針書

政 策 : 02 健やかで笑顔にあふれるまち

基本施策 : 02 安心と希望のある生活への支援

主管課長職・氏名	生活福祉課長 菅原 栄一
関係課長職・氏名	

2. 基本施策の実現に向けての現状を認識する

(1) 基本施策目標の進捗状況分析

- ・要保護者等の高齢化及び事案の複雑化に対し、研修機会を確保するなどケースワーカーの資質の向上を行い、生活保護運営体制の強化を図ることが必要です。
- ・様々な理由により生活に困窮している方の課題解決のために設置された総合相談窓口について、今後は、関係機関との連携を強化し、自立に向けた事業を充実させていく必要があります。

(2) 基本施策の実現に影響する社会環境変化

- ・非正規雇用の増加、「血縁」や「地縁」の希薄化、孤立化など雇用環境や経済社会の構造的な変化などにより、誰もが生活困窮に至るリスクに直面しています。
- ・高齢世帯の要保護者等が増加傾向にあり、医療扶助費の増加が見込まれます。
- ・生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正により、要保護者等及び生活に困窮する方々に対し、健康保持やより細やかな自立の手助けをする事業の実施が求められています。

(3) 政策との関連性

生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などのセーフティネットを充実させることは、政策である「健やかで笑顔にあふれるまち」の推進に寄与します。

3. 基本施策の実現に向けての取り組みを決定する

(1) 基本施策の達成（実現）に向けた基本計画内の取り組みと方針

- ・生活保護の受給者など要保護者等の支援については、ケースワーカー等の相談支援に当たる職員の育成や支援技術の向上を図ると共に、関係機関とのネットワークの構築に努め、生活保護運営体制の整備や充実・強化を進めます。
- ・要保護者等の方々に対し、就労、健康保持等の支援を行い、自立の助長に努めます。
- ・生活困窮者の方々に対し、努力義務とされた就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施し、生活困窮者自立支援制度の充実を進めます。また、関係機関との連携を強化しニーズの掘り起しなど地域全体で支援する仕組みを構築します。

(2) 基本計画期間内の取り組みと方針のうち、令和 2年度の重点課題

- ・研修機会を確保するなどケースワーカー等の相談支援に当たる職員を育成すると共に、関係機関との支援のネットワークの構築を進め生活保護運営体制の充実・強化を行います。
- ・関係機関と連携し、生活困窮者の方々に対しての総合的・包括的な相談支援体制の充実・強化を行います。
- ・生活保護法の改正に伴い年度途中より必須事業となる、要保護者等の健康管理支援事業の円滑な実施に努めます。
- ・生活困窮者自立支援法の改正により努力義務とされた未実施任意事業の実施へ向けた検討を行います。

(3) 基本計画期間及び令和 2年度重点課題に基づく優先順位の考え方

- ・生活保護法施行に係る事務事業、中国残留邦人等支援給付に係る事務事業、行旅死病人等取扱事業、生活困窮者自立支援制度の必須事業
- ・生活困窮者自立支援制度の既実施任意事業
- ・法改正により実施することとなる事業の実施へ向けた検討及び準備

